



JMATニュースレター

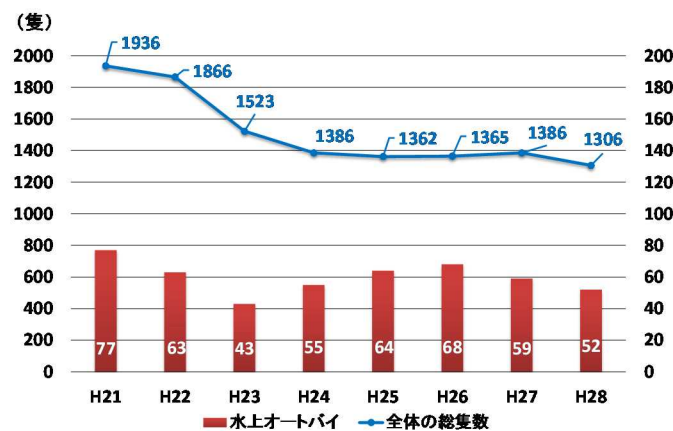
Japan Marine Accident Tribunal News Letter



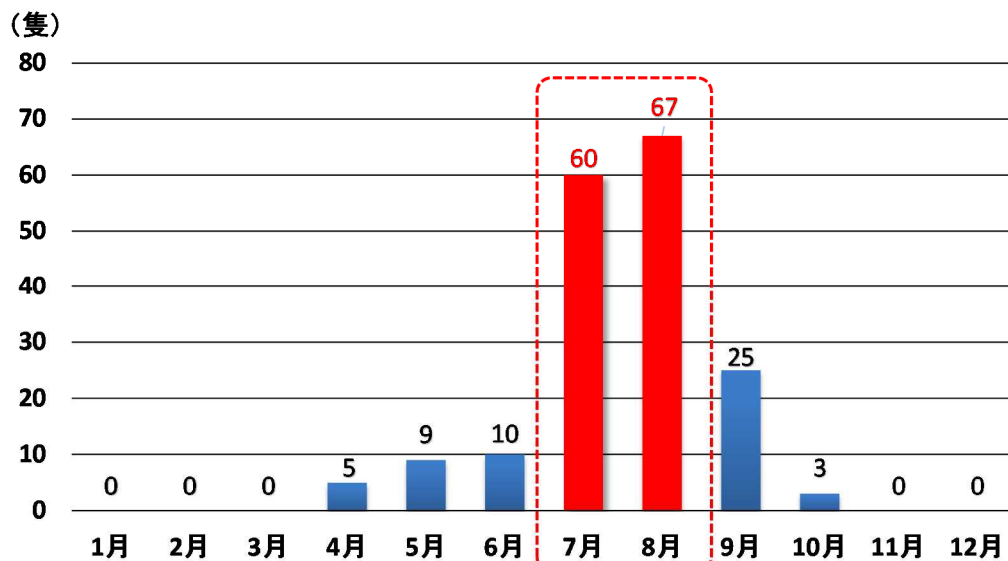
第10号

平成29年6月発行

特集「水上オートバイの海難」

水上オートバイの海難隻数は全体と比べて**ほぼ横ばい**で推移。

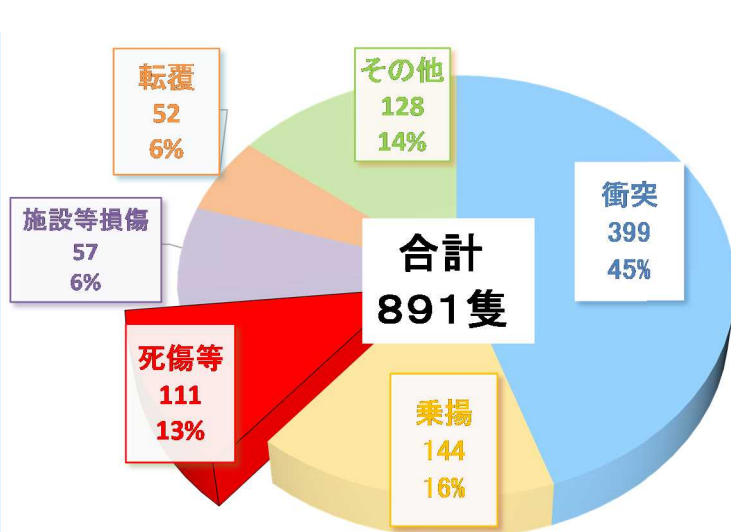
平成21年から平成28年に立件した海難の隻数

水上オートバイの海難は**7月及び8月**に集中している。

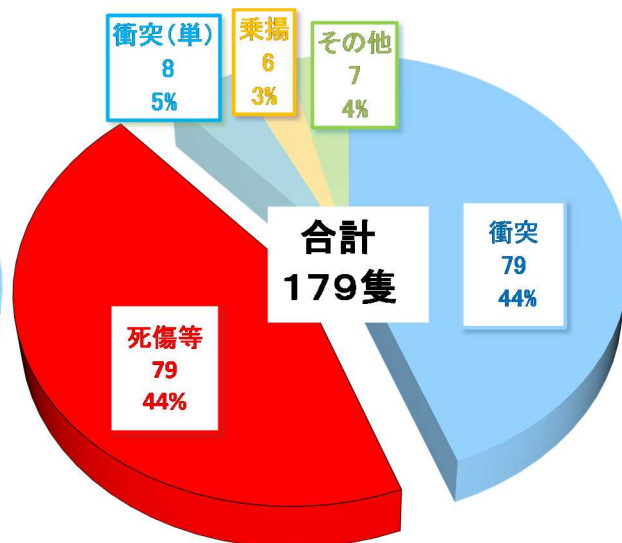
平成26年から平成28年に立件した水上オートバイの海難179隻の発生月別状況

立 件：海難審判法の対象となる海難として理事官が調査を開始すること

水上オートバイの海難では**死傷等事件**が多い。



平成26年から平成28年に立件したプレジャーボートの海難の事件種類別状況



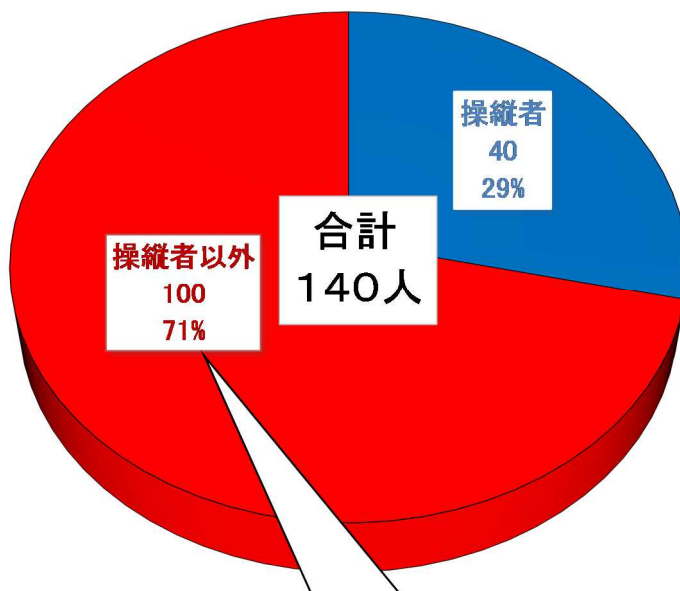
平成26年から平成28年に立件した水上オートバイの海難の事件種類別状況

プレジャーボート: モーターボート, 水上オートバイ, ヨット等

死傷等事件: 人に死亡, 行方不明, 負傷が生じた事件で, 衝突・乗揚によるものは除く

水上オートバイの海難による死傷者は操縦者以外が**約70%**を占めている。

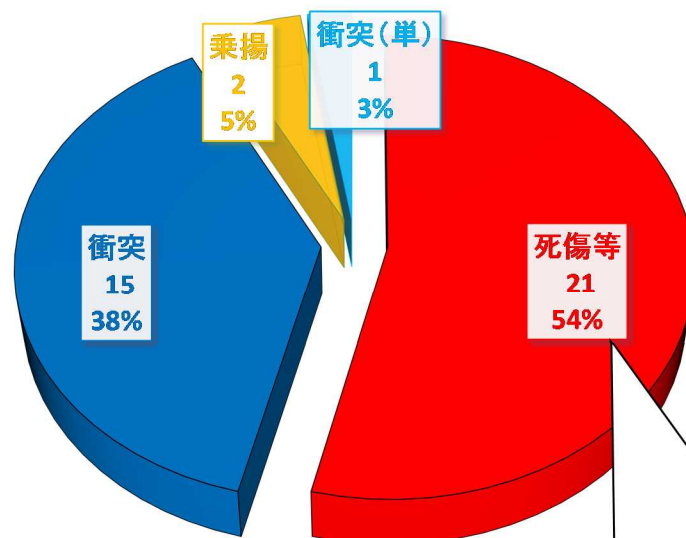
※水上オートバイの形状から衝突・乗揚など全ての事件で負傷者が多く発生している。



「**操縦者以外**」は、「同乗者」、「遊泳者」、「浮体搭乗者」、「ウェイクボーダー」などを指す。

平成26年から平成28年に立件した水上オートバイの海難による死傷者数

操縦者の思い込みが事故につながる！



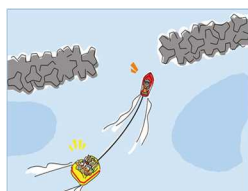
平成26年から平成28年の水上オートバイ関連裁判の事件種類別状況



① 同乗者が落水して負傷したケース

原因 同乗者に対する安全措置をとらなかった。(5件)

動機 「落水することはないと思った。」
「落水しても負傷することはないと思った。」



② バナナボート、チューブ等を引いているときに搭乗者が負傷したケース

原因 搭乗者の安全を確保する措置を十分とらなかった。(11件)

動機 「旋回等しても、浮体が接触又は投げ出されることはないと思った。」
「落水しても負傷しないと思った。」



③ 遊泳者が負傷したケース

原因 見張りを十分行わなかった。(3件)

動機 「以前、遊走したとき遊泳者がいなかったの、この水域に遊泳者はいないと思った。」
「遊泳者に多少接近しても大丈夫と思った。」

原因 機関操作の不適切(1件)

動機 「急発進することはないと思った。」

④ その他(1件)



※衝突の状況

追走中…7件 並走中…2件
旋回中…4件 その他…2件

事例① 発進時に同乗者が落水してジェット噴流により負傷した事例

A 号：登録長2.85m 出力112kW
懲戒船長：業務停止1箇月（特殊小型船舶操縦士）
負傷状況 船長：負傷なし 同乗者：1人が直腸などを負傷（水着の上に救命胴衣着用）

わざと振り落とすつもりはないので
落ちることはないだろう。



フルスロットルで急発進

イラストはイメージで、本件裁決は、下記からご覧下さい。



ジェット噴流により負傷



Attention

発進・加速する際は、同乗者が船体や他の同乗者にしっかりつかまっていることを確認すること。

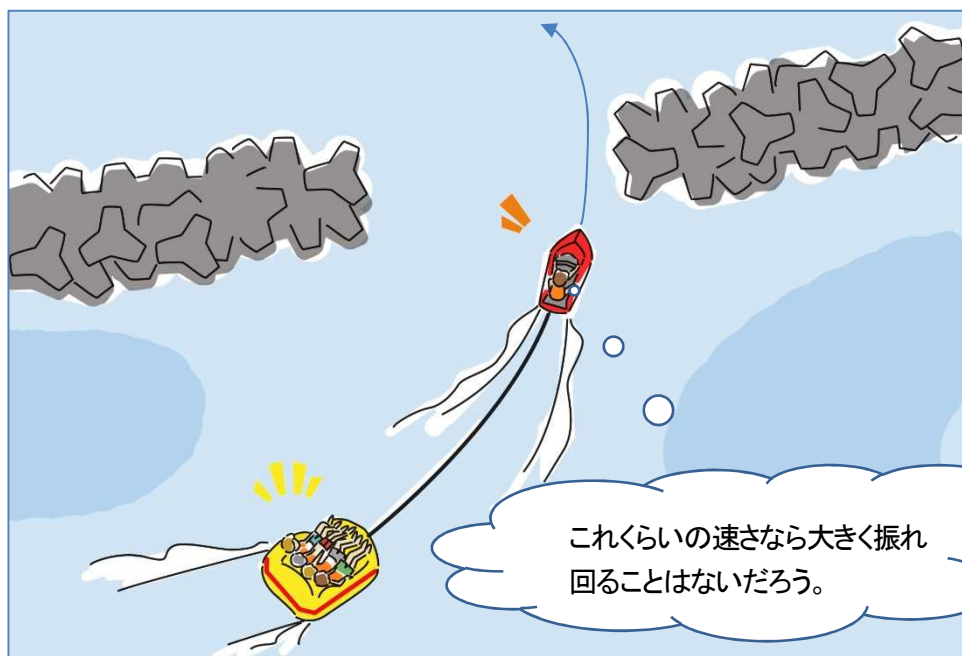
乗船時は、水着だけでは危険！身体を保護するウェットスーツパンツ等を着用すること。

事例② トーイングチューブを引いて旋回中、浮体が振れ回って消波ブロックに衝突した事例

A 号：登録長2.93m 出力144kW

懲戒船長：業務停止1箇月（特殊小型船舶操縦士）

負傷状況 船長：負傷なし 搭乗者：3人が全治約2週間から4箇月の骨折など



時速約25キロで左に旋回

イラストはイメージで、本件裁決は、下記からご覧下さい。



遠心力で振れ回って衝突

Attention

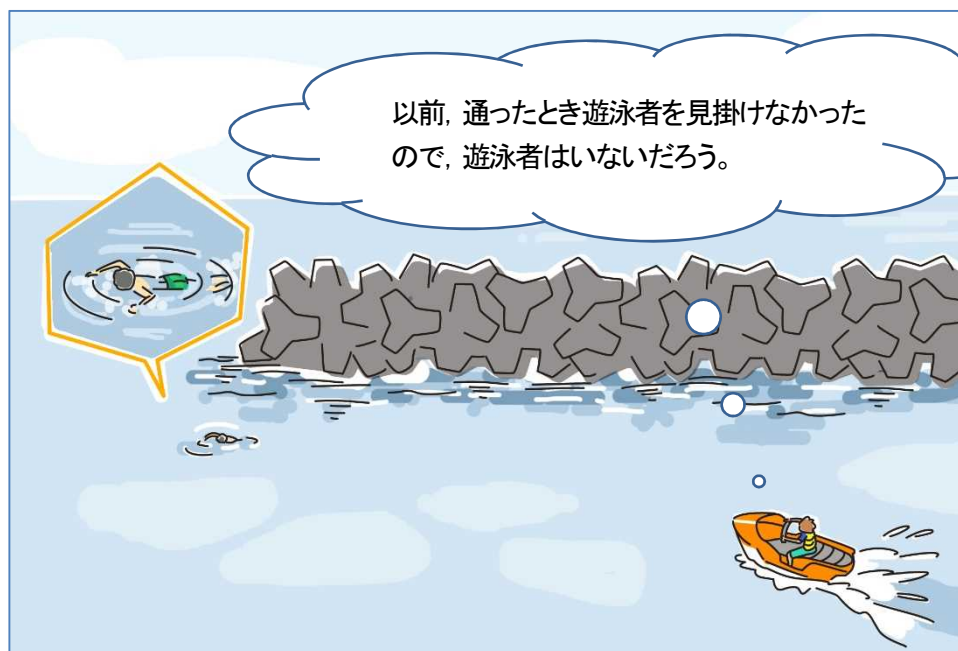
旋回する際は、引いている浮体の振れ回りに注意すること。

障害物がある場合は、障害物から十分に離れた上で、適切に減速すること。



事例③ 海岸に向かっていた遊泳者に接触して負傷させた事例

A 号：登録長 2.73m 出力 6.7kW
懲 戒 船 長：業務停止 1 箇月（特殊小型船舶操縦士）
負傷状況 船 長：負傷なし 遊泳者：頭部打撲及び頸部捻挫などの負傷



イラストはイメージで、本件判決は、下記からご覧下さい。



Attention

海岸近くには遊泳者がいる場合があるので、見張りを十分に行い低速で航行すること。
海水浴場など遊泳者のいるところには近づかず、航行を許可された区域を厳守すること。

事例④ 前方を航走中の水上オートバイが急左転して衝突した事例

A 号：登録長2.89m 出力154kW	B 号：登録長2.66m 出力88kW
懲 戒 船 長：業務停止1箇月 (特殊小型船舶操縦士)	懲 戒 船 長：業務停止1箇月 (特殊小型船舶操縦士)
負傷状況 船 長：左眼窩底骨折など 同乗者：右膝挫傷など	負傷状況 船 長：負傷なし

B号は遠くで遊走しており、自船に
接近する他船はいないだろう。

A号を追走の態勢なので衝突する
ことはないだろう。



A号を見つけて追走を開始



A号が急左転してB号と衝突

イラストはイメージで、本件判決は、下記からご覧下さい。



Attention

周囲の水上オートバイの動静に対し、常に注意を払うこと。
水上オートバイ同士で追走や並走する際には、互いに距離を十分にとること。

ま と め

水上オートバイの海難は、マリンレジャーシーズンの7月、8月に集中しており、いったん事故が起こると操縦者だけでなく、遊泳者、同乗者や搭乗者等の多くの人が負傷していることが分かります。

水上オートバイを操縦するにあたっては、

- 1 乗船者は必ず救命胴衣を着用し、身体を保護できるウェットスーツパンツ等を着用するようにしましょう。



- 2 操縦者は引いている浮体の位置を把握し、浮体が遠心力で振れ回ることを考慮して、安全な場所で旋回等の操縦を行いましょう。



- 3 見張りを十分に行い、進行方向に遊泳者がいないことを確認し、海水浴場には近づかないようにしましょう。



- 4 航行中は、他の水上オートバイなどの動静に注意し、前後左右の安全を確認しながら操縦しましょう。



水上オートバイを操縦する際には、法律や条例に定められた決まりを守って航行しましょう。

《編集後記》

水上オートバイは、小型で軽量の船体と高出力のエンジンにより、急加速・急旋回することができるため、ちょっとした不注意から、同乗者や引いている浮体などの搭乗者が落水や衝突によって死傷につながります。

操縦者は、水上オートバイの運動特性を考慮した上で、同乗者や搭乗者などの安全を十分に確認して、マリンレジャーを楽しんでください。

《内容に関するご意見はこちらまで》

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-2

国土交通省 海難審判所書記課

TEL 03-5253-8826

FAX 03-5253-8947

URL <http://www.mlit.go.jp/jmat/>

e-mail hqt-jmat@ml.mlit.go.jp